

## 新型コロナウイルス関連情報（3月16日現在）

1（1） 喫連邦保健省によれば、16日（月）15時現在、新たにオーストリア国内で156名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び2名の死亡事例が報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は1,016名となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 254名（+ 0）（内治癒数：2名）
- ・オーバーエーステライヒ州 : 202名（+ 43）
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 152名（+ 41）（内治癒数：1名）
- ・シュタイアーマルク州 : 139名（+ 28）（内死亡数：1名）
- ・ウィーン市（州） : 128名（+ 6）  
（内死亡数：2名，治癒数：3名）
- ・ザルツブルク州 : 58名（+ 19）
- ・フォアアールベルク州 : 55名（+ 7）
- ・ケルンテン州 : 18名（+ 12）
- ・ブルゲンラント州 : 10名（+ 0）

（2） 16日、ウィーン市で2人目となる死亡事例（男性，72才），また，シュタイヤーマルク州グラーツ市で同州初となる死亡事例（女性，76才）が発生しました。これでオーストリアにおける合計死亡数は3名となりました。

グラーツ市で死亡した女性には腎臓疾患と糖尿病の持病が有り，多臓器不全で死亡したとのことです。

2 (1) 16日, オーストリア航空 (Austrian Airlines) は, 同社が運行している定期便を18日夜から28日までの間すべて停止する旨発表しました。最後の便は19日8:20 (当地時間) 当地到着予定のシカゴ・ウィーン便 (OS 66) となる見通しです。また, 当地格安航空会社のラウダ・モーション (Lauda Motion) も同様に本16日24:00 (当地時間) から4月8日まで全面的に運航を停止する旨発表しました。

(2) 16日, 墾連邦鉄道 (O e B B) は政府による交通の削減要請を受け, 当面の国内列車の運行につき以下のとおり発表しました。なお, 国際列車についてはイタリア, スロベニア, スイス, スロバキア, チェコ行きの列車がすでに運行を停止しています。

(西部路線)

・ウィーン・ザルツブルク間のレールジェット・エクスプレス (R J X) は従来通り1時間間隔で運行。

・ウィーン・ザルツブルク間のレールジェット (R J) は18日より1時間間隔から2時間間隔運行へ短縮。

・ウィーン・リンツ間の臨時列車は17日から全面運休。

(南部路線)

・ウィーン・グラーツ間のレールジェット (R J) は従来通り1時間間隔で運行。

・グラーツ・シュピールフェルト (スロベニア国境) 間の長距離列車 (F V) は17日より全面運休。

・グラーツ・フィラッハ間の臨時列車は本16日より全面運休。

3 15日、ドイツ政府は、新型コロナウイルスの感染拡大を阻止するため、オーストリア、スイス、フランス、ルクセンブルク、デンマークとの国境で、暫定的な国境管理を開始する旨発表しています。本件措置の概要は以下のとおりです（在ドイツ日本国大使館領事メールより抜粋）。

(1) 開始日時：3月16日（月）午前8時

(2) 対象箇所：オーストリア、スイス、フランス、ルクセンブルク、デンマークとのシェンゲン協定域内国境

（バイエルン州、バーデン・ヴュルテンベルク州、ザールラント州、ラインラント・プファルツ州及びシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州が対象）

なお、上記対象国からの鉄道・海空港を経由する移動における国境管理の強化や、上記以外の隣接国との国境管理の強化については、今回の発表内容には含まれていませんが、今後、同様の措置が講じられる可能性を含めて、最新情報の入手に努めてください。

(3) 措置内容（出入国管理を担当する警察官による国境管理強化）

現時点で判明している具体的措置は以下のとおりです。

○ドイツへの出入国について「十分に合理的な理由のない者」については、当該出入国を拒否される。ただし、ドイツ国籍者及びドイツの滞在資格を有する外国籍者は再入国可能（感染の疑いの場合でも入国可）。体温測定の実施は実施されない。（終了期限は未定）

○国境を越える通勤者の出入国は可能（国境通過の必要性が存在することに関する適切な証明書類の携行が推奨される）。

○国境を越える物流は維持される。

なお、14日、シュパーン連邦保健大臣は、過去14日以内にイタリア、スイスまたはオーストリアに渡航・滞在した場合は、症状があるか否かに関わらず、2週間自宅待機（経過観察）するよう呼びかけています。

4 16日、ハンガリー政府は、ハンガリー国籍を有する者以外の入国を制限することを関係国と調整中である旨発言しました（在ハンガリー日本国大使館領事メールより抜粋）。

16日、オルバーン首相が国会において、ハンガリー国籍を有する者以外の入国を制限することを関係国と調整中である旨発言しました。

具体的な実施日時や方法等は現時点では明らかになっていませんが、今後、最新の情報入手に努めてください。

5 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

ただし、当国では覆面禁止法によりマスクの着用が禁止されており、新型コロナウイルス感染予防のためのマスク着用について新聞社から見解を問われた当国内務省は、健康上の理由によりマスクを着用する場合には原則として医師の診断書が必要である旨回答しておりますので、ご注意ください。

なお、オーストリア保健・栄養安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

6 また、5日、アンショーパー保健相はオーストリアにおいて新型コロナウイルスへの感染が確認された37人（当館注：5日午前8時現在の確定症例数）に対し、現在12万9,000人が季節性インフルエンザ及びその他のウイルス感染症に罹患している旨述べました。季節性インフルエンザは前年に比して「強力な波」となっているものの、すでに消退期に入っているとのこと。ウイルス学者のレードルベルガー＝フリッツ氏によれば、オーストリアにおいて現在までに計24万5,000人が今季のインフルエンザに罹患したとのこと。

新型コロナウイルスだけでなく、季節性インフルエンザの予防にも努めてください。

#### 【参考】

##### ■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月～金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

##### ■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

##### ■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所 : Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話 : (市外局番 0 1) 5 3 1 9 2 0

Fax : (市外局番 0 1) 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ : [https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)